

甲賀市立甲南中学校  
いじめ防止基本方針



令和6年4月1日  
甲賀市立甲南中学校

## 目 次

1.はじめに.....	- 1 -
2.いじめの定義 .....	- 1 -
3.いじめの禁止 .....	- 1 -
4.いじめ防止等のための組織.....	- 2 -
◎生徒指導体制 .....	- 2 -
5.学校全体としての取組 .....	- 2 -
学校の基本姿勢.....	- 2 -
(1) いじめ防止のための取り組み.....	- 2 -
(2) いじめの早期発見 .....	- 3 -
(3) いじめへの対処.....	- 3 -
(4) 家庭及び地域との連携.....	- 3 -
《家庭》 .....	- 3 -
《地域》 .....	- 4 -
(5) 関係機関との連携 .....	- 4 -
6.重大事態への対処 .....	- 4 -
(1) 重大事態の意味について .....	- 4 -
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施.....	- 5 -
7.基本方針の見直し .....	- 5 -
8.いじめ防止等に向けての年間計画.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
9.本校のストップいじめアクションプラン .....	- 7 -



# 甲賀市立甲南中学校　いじめ防止基本方針

平成26年（2014年）4月1日制定

甲賀市立甲南中学校長

## 1.はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての生徒に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

## 2.いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）もその行為の対象となった者（B）も生徒であること。
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること。
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を与える行為をしたこと。

という4つの要素しか含まれていません。

## 3.いじめの禁止

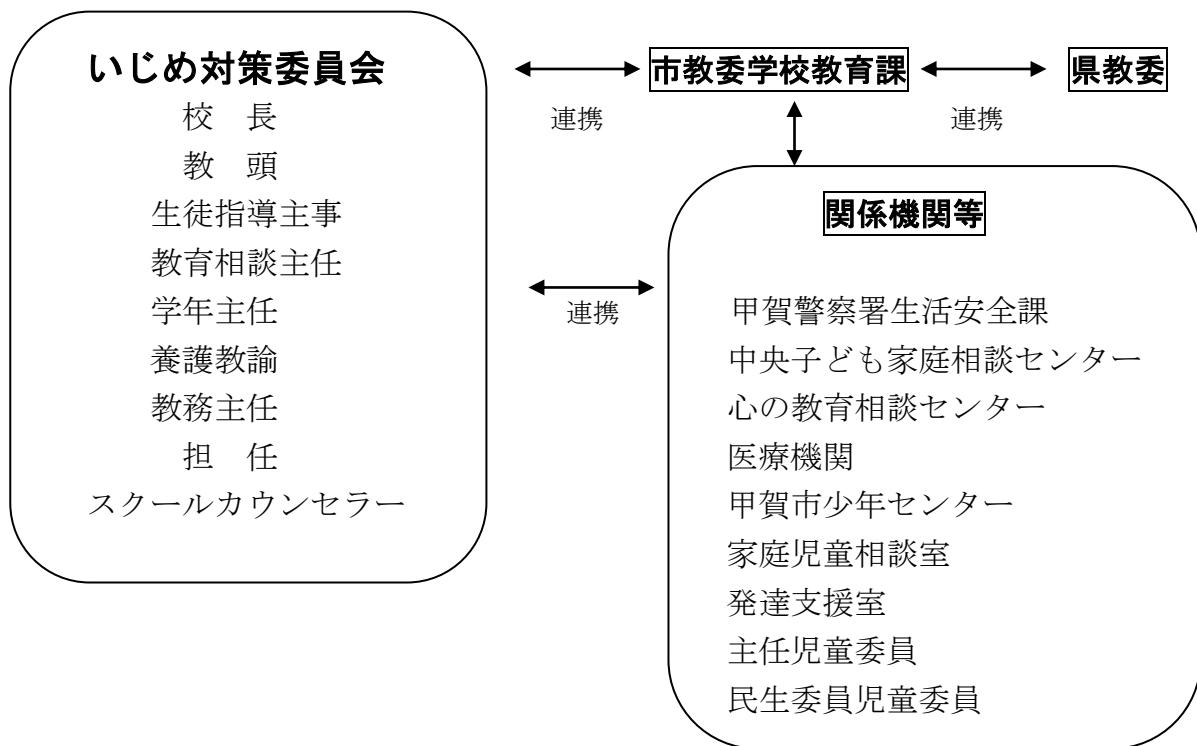
生徒は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談をすること。

## 4.いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた生徒の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織は、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

### ◎ 生徒指導体制



## 5.学校全体としての取組

### 学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、P D C Aサイクルを通して取組の充実を図っていく。

#### (1) いじめ防止のための取り組み

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見守り体制を進めていく。

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 生徒があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。
- ③ 道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。

## (2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての人が連携して、生徒の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して早期発見に努める。

- ① いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談の実施。
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 地域・家庭・関係機関と連携して生徒を見守っていく。
- ④ 教育相談や生徒の生活日記等の内容から些細な情報でも取り上げ、いじめが起こっていないかを確認する。

## (3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、事情を聞き取り、さらにいじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。

- ① 学校としての組織的対応をする。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ③ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。

また、パソコンやスマートフォン等を利用した書き込み等によるいじめや不適切な書き込みについては、被害の拡散を防ぐために、地方法務局等の指導のもと、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなどの必要な措置を講じる。

いじめの認知解消にあたっては少なくとも次の2点の要件満たしているものとするが、再発する可能性が十分あることを踏まえ、日常的に深く観察する。

- ①いじめが止んでいる状態の3ヶ月間以上の継続
- ②心身の苦痛の有無確認被害者及び保護者への面談

## (4) 家庭及び地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### 《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、いじめの未然防止

のため家庭での子どもの様子を注意深く見ながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に寄り添い、家庭と学校とが連携を図っていく

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取り組みを進める。
- ③ P T Aの活動で「いじめ未然防止」等の研修の充実を図る。

### 《地域》

学校長の諮問機関である学校評議委員会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。

また、主任児童委員をはじめとして、民生委員児童委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校評議委員会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を進める。

### (5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、早期に警察に相談することとし、特に、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 生徒への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

## 6. 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（いじめ法第28条 第1項 第1号）
    - 生徒が自殺を企図した場合 （生命被害）
    - 身体に重大な障害を負った場合 （身体被害）
    - 金品等に重大な被害を被った場合 （財産被害）
    - 精神性の疾患を発症した場合 （精神被害）
- などである。

②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態」（同項第2号）

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

## （2）事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となつたいじめ行為が、

- ・いつから(いつ頃から)か
- ・誰から行われたか
- ・どのような態様だったのか
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か
- ・学校教職員がどのように対応したか

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

## 7. 基本方針の見直し

隨時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていく。

## 8. いじめ防止等に向けての年間計画（別紙）

## 9. 本校のストップいじめアクションプラン（別紙）

## 令和6年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(甲賀市立甲南中学校)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	家庭・地域・PTAの取組や活動
4月	□生徒指導からの講話（始業式） □教育相談 ○意見箱の設置	
5月	●生徒総会	■▲学校安心メールの利用を案内 △通学参観
6月	■1学期いじめアンケートの実施 ■教育相談の実施	
7月	□生徒指導からの講話（終業式） ■部活動壮行会	△保護者集会における学校の様子、子どもの姿の交流
8月	○平和の集い	
9月	□生徒指導からの講話（始業式） ●体育祭縦割り団活動の取組	
10月	□部活動の日	
11月	■2学期いじめアンケートの実施 □教育相談の実施	△PTAによる啓発活動
12月	■学校評価アンケートの実施 ■携帯電話に関するアンケートの実施 □生徒指導からの講話（終業式）	▲学校評価アンケートの実施
1月	□生徒指導からの講話（始業式）	
2月	■3学期いじめアンケートの実施 ■教育相談の実施	
3月	□生徒指導からの講話（終業式）	
年間を通して	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセラーによるカウンセリング（週1回）の利用</li> <li>・生徒指導部会（週1回）→学年間の交流により、いじめの早期発見・解決につとめる。また、交流内容を全職員に発信する</li> <li>・道徳教育、人権教育の充実</li> <li>・特別活動（生徒会活動、学級活動、部活動）の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者による朝の通学参観</li> <li>・保護者集会、学校通信等、ホームページによる情報発信をする</li> <li>・学校安心メールの実施→緊急連絡に活用する</li> </ul>

□：教職員の取組や活動 ○：児童生徒の取組や活動 △：PTAの取組や活動 ◇：地域の取組や活動

(特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)

## 甲南中学校ストップいじめアクションプラン

### 繋がりを広げ、深める甲南中学校

#### 生徒のアクション

1. 生徒会活動からの発信
  - ①3本柱スローガン掲示
  - ②2大行事の取組
  - ③日常活動の充実
  - ④意見箱の設置で広く生徒の声を拾い上げる。  
『充実感・達成感の体感』
2. 学級での取組
  - ①あいさつ
  - ②係・当番・清掃活動等の取組  
『責任感・協調性の伸長』
3. 部活動の取組
  - ①継続的に活動する
  - ②目標を持って活動する  
『自律心・自立心の向上』

#### 家庭・地域と連携したアクション

1. 学校便り、学年便り等で、学校の現状を公表し、取組の理解を広げる
2. 保護者・地域・関係機関の連携のもと社会規範を身につけさせる指導の推進を図る
3. 行事を充実させ、地域・保護者・関係機関にも公開し、開かれた学校を作る
4. 民生委員児童委員・保護司会との懇談会を定期的にもち、いじめ防止・よりよい人間関係について協議する

#### 教職員のアクション

1. すべての教科において、わかる・できる授業作りを全教師で取り組む
2. 特別活動（学級活動、学校行事、部活動）を活性化し、魅力ある学校作りに取り組む
3. 生活ノートを通して、子どもの変化を見逃さないとともに、早期発見、解決に向けた取組をおこなう
4. ①いじめを見極め、最悪の事態を想定し、組織的に取り組み、解決する。  
いじめ対策委員会：校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談主任・学年主任・担任・養護教諭・スクールカウンセラー  
②いじめアンケートの実施。  
③良い所を認め、自尊心の向上につながる教育相談活動の充実

#### 生徒の現状と課題

1. 値値観の多様化、学校生活への不適応から、不登校につながる生徒がいる
2. コミュニケーション能力が低く、人間関係を広げ、構築することが苦手な生徒が増加している
3. 携帯電話やスマートフォンの普及によるトラブルの増加と情報モラルの低さが目立つ

